

第2節 最終需要部門

列部門	9110-00	家計外消費支出（列）
-----	---------	------------

（経済企画庁）

粗付加価値部門の9110-010～030に説明されているので、参照すること。

〔注意点〕

本部門には、行部門「9110-010宿泊・日当」、
「9110-020交際費」及び「9110-030福利厚生費」の支出に関する財貨・サービスの内容が示されている。

列部門	9121-00	家計消費支出
-----	---------	--------

（経済企画庁）

(1) 家計の財及びサービスに対する消費支出額から、同種の販売額（中古品と屑）を控除し、海外から受取った現物贈与の純額を加算し、さらに居住者の海外消費を加算したものである。ここでいう消費支出は、土地、建物・構築物以外のものに対するすべての支出を指し、使用せずに残ったものを含めた財の購入額のすべてを消費支出として計上する。

(2) 家計消費支出については、「SNAの消費支出勘定は、居住者概念とされている」から、「居住者家計の国内市場並びに海外での消費」である「国民概念」とする。

しかし、本部門からの居住者家計の海外消費を差引き、非居住者家計の国内市場消費を加えることにより、「国内市場における居住者家計並びに非居住者家計の消費」である「国内概念」に転換可能とすることにより、産業連関表全体の国内概念の原則を保持する必要がある。

このため、居住者家計の海外消費は、その需要先である本部門に含めて計上したうえ、列部門「9412-00（控除）輸入（直接購入）」とし、非居住者家計の国内市場消費は、列部門「9212-00輸出（直接購入）」として、それぞれ別掲する。

(3) 海外現物贈与（個人が外国から受ける贈与）と海外消費支出（居住者の外国における財及びサービスの消費）については、輸入欄にいったん計上し、その需要先である家計消費支出欄に計上する。

(4) 中古品取引については、それが家計部門内相互間の取引である場合と、資本形成や政府サービス生産者などの他部門との間の取引である場合とに分けられる。前者の場合には中古品の販売額は相殺され、その取引に伴う商業マージンと運賃のみが計上されるが、後者の場合には、家計から

の販売額はマイナスの家計消費支出となり、逆に家計が他部門から購入した中古品は、購入額が家計消費支出となり、販売した部門では販売額をマイナスの支出として計上することとしている。

(5) 医療については、家計の負担分に保険給付を加算した合計が、家計消費支出に計上される。

(6) 現物給付（例えば、教科書、通勤手当等）については、家計消費支出に含める。したがって、企業（企業負担部分、社員自己負担部分とも）、自衛隊における給食についても、直接家計消費されるものとする。

なお、刑務所における給食は、飲食物の政府消費とし、家計消費には含めない。

(7) 飲食店、旅館、娯楽業、病院等で飲食物が提供される場合、このための飲食物料費は直接には家計消費せず、すべて産業の経費に計上し、産業の産出を通じた家計消費支出にするものとする。

(8) 家計における住宅にかかる補修や維持費は、すべて住宅賃料を迂回して家計が購入するものとする。

〔注意点〕

学校給食の生産活動は、「1119-09その他の食料品」に含まれ、家計負担分のみが同部門から家計消費支出に産出される。

列部門	9122-00	対家計民間非営利団体消費支出
-----	---------	----------------

（経済企画庁）

対家計民間非営利サービス生産者の生産額（生産活動に要する経常的コストに等しい。）から他の部門に対するサービスの販売額（例えば、社会保険事業団経営の病院の医療収入、私立学校の授業料）を差し引いたもの、つまり、対家計民間非営利団体の自己消費額に等しい。

したがって、対家計民間非営利サービス生産者の生産額のうち他の部門に対する産出を除いたものである。

列部門	9130-10	中央政府消費支出
-----	---------	----------

（経済企画庁）

中央政府に分類される政府サービス生産者の生産額（生産活動に要する経常的コストに等しい。）から他の部門に対するサービスの販売額（例えば、国立病院の医療収入、国立学校の授業料）を差し引いたもの、つまり、中央政府の自己消費額に等しい。

したがって、中央政府に分類される政府サービス生産者の生産額のうち他の部門に対する産出を除いたものである。

列部門	9130-20	地方政府消費支出
-----	---------	----------

(経済企画庁)

地方政府に分類される政府サービス生産者の生産額(生産活動に要する経常的コストに等しい。)から他の部門に対するサービスの販売額(例えば、公立病院の医療収入、公立学校の授業料)を差し引いたもの、つまり、地方政府の自己消費額に等しい。

したがって、地方政府に分類される政府サービス生産者の生産額のうち他の部門に対する産出を除いたものである。

列部門	9141-00	国内総固定資本形成(公的)
-----	---------	---------------

(経済企画庁)

(1) 政府サービス生産者及び公的企業による国内における土地、建設物、機械、装置など有形固定資産の取得(購入、固定資産の振替)からなり、資産の取得に要した資産の本体費用、掘付工事費、運賃マージン、中古資産の取引マージン等直接費用が含まれる。特許権、のれん代などの無形固定資産は含まない。土地は、購入費全額を計上するのではなく、土地の造成・改良費のみが計上される。

(2) 固定資産として規定する資本財の範囲は、耐用年数が1年以上で購入者価格の単価が20万円以上のものとする。ただし、1品目では20万円に達しない場合でも、開業当初や業務拡張のために資産として一括購入した場合は、固定資本形成として計上し、その後補充的に購入した場合は経常取引とし、固定資本形成とはしない。

(3) 鉄道・軌道業の線路、送配電設備、信号設備や通信業のケーブル設備及び電力業の送配電設備等の取替工事は資本形成とし、その他の産業の取替工事は建設補修として計上、資本形成としない。

資産の耐用年数を延長する場合と、偶発損に対応する大修繕、大補修は原則として資本形成として計上する。

長期生産物の仕掛品について、船舶と重電機の場合は、在庫に計上する。建設物の場合は、工事進捗量をもって生産額とし、そのすべてを資本形成とする。

家畜のうち役畜用(牛馬の成畜のみ)、繁殖用、種付用、乳用、競争用、羊毛用その他資本用役を提供する家畜については、成長増加分(固定資産振替額)を資本形成とする。また、果樹等についても同様に成長分を資本形成とする。

(4) 建設、船舶の建造(以下「建設等」という。)に付帯して設備される財を直接に資本形成とするか、建設等を迂回して資本形成とするかについては、その財に対する支払を建設等の業者が行い、その生産額にコストとして含まれて

いるものは建設等を迂回した資本形成とする。支払形態が明らかでない場合は、単独でもその機能を発揮できる財は直接資本形成とし、その財が建設物等と結合しない限り機能を発揮できないものは建設等迂回の資本形成とする。

主として軍事目的のために使用される建設物やその他の耐久財の取得に要する支出は総固定資本形成に含めず、政府サービス生産者「公務(中央)」の中間消費とする。

[注意点]

列部門「9141-00国内総固定資本形成(公的)」の対象となる政府サービス生産者、対家計民間非営利サービス生産者及び公的企業の範囲は、「平成2年(1990年)産業連関表における政府諸機関の扱い」によって明らかにされている。

列部門	9142-00	国内総固定資本形成(民間)
-----	---------	---------------

(経済企画庁)

国内における土地、建設物、機械、装置などの有形固定資産の取得(購入、固定資産の振替)であり、「国内総固定資本形成」の範囲は、列部門「9141-00国内総固定資本形成(公的)」と同じである。資本形成を行う主体は、産業(公的企業を除く)及び対家計民間非営利サービス生産者並びに家計である。

なお、家計が行う資本形成は、土地(土地の造成・改良費)及び建物・構築物の所得のみである。

列部門	9150-10	生産者製品在庫純増
-----	---------	-----------

(経済企画庁)

財貨を生産する産業における販売又は出荷待ちの商品(なお、事業所が購入したままの形態で販売する品目を含み、建設物は除外する。)と定義される生産者製品在庫の物量的増減を年間平均の市中価格で評価したもの。

なお、と畜するために飼育された家畜(つまり総固定資本形成として指定された以外の家畜)、鶏及びその他の鳥は生産者製品在庫とする。

列部門	9150-20	半製品・仕掛品在庫純増
-----	---------	-------------

(経済企画庁)

財貨を生産する産業によって一部加工され、製造され、組み立てられた財貨であって、通常さらに加工されることなしには他の事業所に対して販売し、出荷し、引き渡されることのないもの(ただし、建設仕掛工事は除外する。)と定義される仕掛品の物量的増減を年間平均の想定市中価格で評価したもの。

列部門	9150-30	流通在庫純増
-----	---------	--------

(経済企画庁)

卸・小売業に分類される事業所によって取得された財貨であって、販売のためのものの物量的増減を年間平均の市中価格で評価したもの。

列部門	9150-40	原材料在庫純増
-----	---------	---------

(経済企画庁)

産業、対家計民間非営利サービス生産者及び政府サービス生産者によって保有される原材料等の物量的増減を年間平均の市中価格で評価したもの。

原材料等とは以下のいずれかのものとする。

- (1) 商品を採取し、加工し、製造し、組み立て、修理する等のため、又は建設工事のために取得するすべての原材料、物資、部品及び貯蔵品
- (2) 消費するために購入した石炭、石油その他の燃料
- (3) 農業生産者の肥料、農薬、種子、飼料及びこれらに類する財貨
- (4) 購入した非耐久性コンテナ、こん包工場での包装物、事務用品及びその他の貯蔵品
- (5) その他

〔注意点〕

- ① 政府サービス生産者の生産額は、その活動に要した経費の積み上げによることとしているが、中間投入費用については、経常勘定における新たな財貨・サービスの購入から同種の中古財及び屑の純販売を引いたものをすべて中間消費として計上し、生産額を推計している。また、その産出先は、他の部門に対する販売額（例えば、国公立学校の授業料等）を差し引いた金額を、中央または地方の政府消費支出に産出している。したがって、産業との対比で政府サービス生産者の原材料在庫にあたとみられる計数は、実際には中央政府消費支出及び地方政府消費支出に計上されており、原材料在庫純増には含まれていない。
- ② 対家計民間非営利サービス生産者についても、政府サービス生産者と同様の扱いをしている。

列部門	9150-50	所在不明在庫純増
-----	---------	----------

(経済企画庁)

企業の保有する在庫のうち、生産者製品在庫、半製品・仕掛品在庫、流通在庫、原材料在庫に分類されない在庫の物量的増減を年間平均の市中価格で評価したもの。

列部門	9211-10	輸出（普通貿易）
-----	---------	----------

列部門	9411-10	(控除) 輸入（普通貿易）
-----	---------	---------------

(総務庁)

「居住者と非居住者間における財の取引」と規定し、大蔵省が作成する普通貿易統計に計上される財の範囲とする。ただし、「輸出・入（特殊貿易）」を国際収支表の貿易外収支に対応させている関係から、「輸出・入（普通貿易）」の範囲を調整しなければならない。しかし、統計上の制約により、映画用フィルム（貿易外収支のフィルム賃貨料に含まれる。）及び総トン数500トン以上の船舶の再輸出入のみを「輸出・入（普通貿易）」から控除する。

なお、①小額貨物（1件当たり輸出入とも20万円以下）、②見本品及び寄贈品、③駐留軍及び国連軍関係貨物、④博覧会、見本市等への出品貨物、⑤特殊統計上貨物等は普通貿易統計の計上外貨物であり、資料上把握できないため、範囲に含まれない。

「輸出・入（普通貿易）」の価格評価は、輸出額はFOB価格（船積価格）で、輸入額はCIF価格で評価する。

〔品目例示〕

産業連関表－貿易統計コード対応表参照。

〔注意点〕

列部門「9211-10輸出（普通貿易）」はFOB価格で評価されるため、生産者価格評価表で輸出品を記録する場合には、FOB価格から、別途工場から本船までの間にかかった商業マージン及び国内貨物運賃を差し引いた価格を計上することになる。

列部門	9211-20	輸出（特殊貿易）
-----	---------	----------

列部門	9411-20	(控除) 輸入（特殊貿易）
-----	---------	---------------

(総務庁)

「居住者と非居住者間における非要素サービス及び普通貿易に計上されない財貨の取引」を範囲とし、日本銀行が作成する国際収支表のうち、居住者と非居住者の間で提供し合うサービスの対価の受取・支払を記録する貿易外収支から「輸出・入（直接購入）」及び要素サービス（投資収益、労働所得、特許権使用料、建設活動等）を除いたものにほぼ一致する。ただし、貨物運賃及び貨物保険については、本邦運輸（保険）業者の活動（すなわち、その受け取った貨物運賃（ネット保険料）収入）を、対象となる貨物が輸出品、輸入品であるかの別及び支払者が居住者、非居住者であるかの如何を問わず、すべて貨物運賃、貨物保険の輸出として、列部門「9211

-20輸出（特殊貿易）」に計上する（次表参照）。

	国際収支表				産業連関表	
	貨物運賃		貨物保険		運賃・保険	
	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入
本邦運輸（保険）業者の活動 輸出に係るもの						
輸出者（居住者）の支払	○		○		○	
輸入者（非居住者）の支払	○		○		○	
輸入に係るもの						
輸出者（非居住者）の支払			○	○	○	○
輸入者（居住者）の支払			○	○	○	○
三国間輸送	○		○		○	○
外国運輸（保険）業者の活動 輸出に係るもの						
輸出者（居住者）の支払						
輸入者（非居住者）の支払						
輸入に係るもの						
輸出者（非居住者）の支払		○		○		
輸入者（居住者）の支払		○		○		

〔品目例示〕

貨物運賃、貨物保険、旅客運賃、港湾経費、業務旅行による財・サービスの消費、公的部門取引、代理店手数料、証券引受手数料、広告宣伝費、フィルム賃賃料、通信費、委託加工費、その他の民間部門のサービス関係取引

〔注意点〕

- ① 産業連関表における輸入品は、CIF価格で評価するため、貨物運賃、保険の輸入を計上するとその分が重複することとなる。このため、上記の表において、「輸入（特殊貿易）」はあり得ない。
- ② 観光旅行による財貨・サービスの消費は、「輸出・入（直接購入）」に含める。

列部門	9212-00	輸出（直接購入）
-----	---------	----------

列部門	9412-00	（控除）輸入（直接購入）
-----	---------	--------------

（経済企画庁）

「居住者家計による海外及び非居住者家計による国内市場の財貨と非要素サービスの直接取引」を範囲とする。

列部門「9121-00家計消費支出」以外の最終需要部門は、国内概念によって記述されているが、家計消費支出は、国民概念に基づき定義されているため、これを産業連関表の作成概念である国内概念に転換できる概念調整のための部門が必要となる。

そこで、国民家計消費支出から、国内家計消費支出に転換できる部門を設定しておけば、最終需要計は、国内総支出と等しくなり産業連関表全体の国内概念の原則が保持できる。

「輸出・入（直接購入）」は、この役割を果たす重要な部門である。

〔品目例示〕

- (1) 観光旅行者の消費
- (2) 親戚、知人訪問等旅行者の消費
- (3) 外交団等消費
- (4) 隊員個人消費（輸出のみ）

〔注意点〕

- ① 列部門「9121-00家計消費支出」を国内概念に転換する式

家計消費支出（国内概念）＝家計消費支出（国民概念）
＋輸出（直接購入）－輸入（直接購入）

- ② 隊員個人消費とは、在日外国駐留軍の隊員等の個人消費である。

列部門	9420-00	（控除）関税
-----	---------	--------

（総務庁）

輸入品は、貿易政策上の配慮によって関税定率表に基づいて関税がかけられる。これは、輸入品を国産品の価格と同一水準で評価することにより、安い輸入品と高い国産品の価格の差を縮小させる働きをもっている。また、「輸入」欄と並列して「関税」欄を設けて記録することにより、各需要部門における取引価格が明らかにされている。

なお、関税還付金は関税総額に計上し、還付を受けた部門の経常補助金として扱っている。

再輸入の船舶については、普通貿易で輸出の取り消しとして扱ったため、関税についても関税がかからなかったものとして扱っている。

映画フィルムについても、フィルム賃賃料は非要素サービスとして特殊貿易に計上されているので、普通貿易からは控除することになり、関税がかからなかったものとして扱う。

〔注意点〕

産業連関表における輸入品の各部門における取引価格は、当該商品の（普通貿易＋関税＋輸入品商品税）の額が計上される。

列部門	9430-00	（控除）輸入品商品税
-----	---------	------------

（総務庁）

輸入品には、税関通過の際に、関税のほか、国産品の場合と同様に国内消費税として消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税、石油ガス税及び石油税（以下、単に「輸入品商品税」と呼ぶ。）が課税される。

輸入品商品税については、輸入品を国産品の価格と同一水準で評価するとともに、各需要部門における取引価格を明らかにするために、列部門「9420-00（控除）関税」と同様、列部門として本部門を設けた。